

議第48号

権利放棄につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県営住宅の滞納家賃に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	団地名および住宅番号	氏 名	金 額	参 考
1			164,500 ^円	平成8年度から平成9年度までの滞納家賃
			212,100	平成9年度から平成10年度までの滞納家賃

議第48号 権利放棄につき議決を求めることについて